平成２５年（フ）第３２５号
鹿児島県鹿児島市照国町１番23―906号
破産者　三品　純子
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５３２号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1516番地
破産者　石田　幸子
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８号
静岡県掛川市和田23番地の１
破産者　佐藤　康彦
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第９号
静岡県掛川市和田23番地の１
破産者　佐藤　あい
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
静岡県掛川市上西郷280番地の４　サンリットⅡ202号
破産者　山下　正人
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第２４１９号
兵庫県加古川市尾上町安田199番地の１
シャルヴィ加古川204号
破産者　中上　昭治
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８２５号
大阪市住吉区沢之町２丁目３番25号
破産者　稲田工務店こと　稲田　満義
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４１８号
大阪府寝屋川市高柳２丁目50番18号
破産者　竹田マーブルこと　竹田　　實
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５０６号
大阪市西区新町１丁目11番11―801号
破産者　弘津　弥生
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３９号
奈良県生駒郡斑鳩町興留５丁目１番５―106号
破産者　日栄工芸こと　島瀬　　勝
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３２４号
奈良県御所市中央通り106―１シャトーエクレールＣ202、住民票上の住所奈良県御所市大字楢原445番地の１
破産者　丸山　信匡
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３２５号
奈良県御所市中央通り106―１シャトーエクレールＣ202、住民票上の住所奈良県御所市大字楢原445番地の１
破産者　丸山　鈴子
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３４７号
奈良県香芝市良福寺91―１　碧い月２階、住民票上の住所大阪市都島区都島南通２丁目５番13号
破産者　悠設計工務こと　日野　昭男
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１５９９号
札幌市白石区東札幌２条５丁目６番７―501号
破産者　向井　　潤
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４２３号
札幌市西区西町南12丁目３番32号　佐藤第一マンション102号
破産者　加藤　国広
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４１号
函館市東雲町２番１―505号
破産者　鈴木　忠人
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第６７号
秋田県由利本荘市大鍬町232番地２
破産者　瓜生　忠弘
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第３８１号
川崎市多摩区南生田４丁目６番12号　第３柳町荘202
破産者　鈴木　和夫
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係